

米子市の社会教育について

～令和5年度第2回米子市社会教育委員の会～

令和6年3月26日

1. 社会教育とは

【教育基本法】

個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国や地方公共団体によって推奨されなければならない。

【社会教育法】

「社会教育」とは、学校で行われる教育課程内の教育活動以外の、青少年や成人に対して行われる組織的な教育活動をいう。

【社会教育の特徴】

- ①自発性と自主性が基本
- ②実践的、体験的な活動が主軸
- ③自由・柔軟・多様
- ④生活や地域を重視

【社会教育の主体】

- ①社会教育行政
- ②民間（社会教育関係団体、民間企業、NPO、個人等）

2-1. 社会教育行政の定義と意義

【定義】（1971（昭和46）年社会教育審議会答申）

社会教育行政とは、国や地方公共団体が人々の自発的な学習を基礎として行われる社会教育を促進、援助して、できるだけ多くの人の教育的要求を満足させ、個人の幸福と社会の発展を図ることを目的とする作用

⇒社会教育行政とは、人々の社会教育を促進・支援する行政の組織・機能であり、その機能は国及び地方公共団体に専属しており、都道府県・市町村においては教育委員会が専属で行う。

【意義】

社会教育の特徴を踏まえたうえで、様々な支援を行うことにより、

- ①人々の社会教育活動を振興する。
- ②人々の生活課題を解決する。
- ③地域の課題を解決し、地域の教育力を高める。
- ④個人及び地域の自立を助ける。

強制的でなく、間接作用が中心で、非権力的

2-2. 社会教育行政とは

- **公民館**や図書館などの社会教育施設の設置・管理
- 講座や研修会の開催・奨励
- **スポーツ**競技会や**文化**発表会の開催・奨励
- **家庭教育**に関する情報提供や講座開設・集会の開催・奨励
- **青少年**に関する活動機会を提供する事業の実施・奨励
- **児童生徒の放課後や休日の居場所**を提供する事業の実施・奨励
- 住民の社会教育における学習成果を活用して教育活動を行う機会を提供する事業の実施・奨励

○「個人の要望」と「社会の要請」とのバランス

○平成20年改正以降の新しい任務

1. 学習成果の活用による社会全体の教育力の育成
2. **学校・家庭・地域の連携協力**関係の構築
3. 家庭教育への支援
4. 放課後の子どもたちの活動機会の提供
5. **情報化**の進展に対応

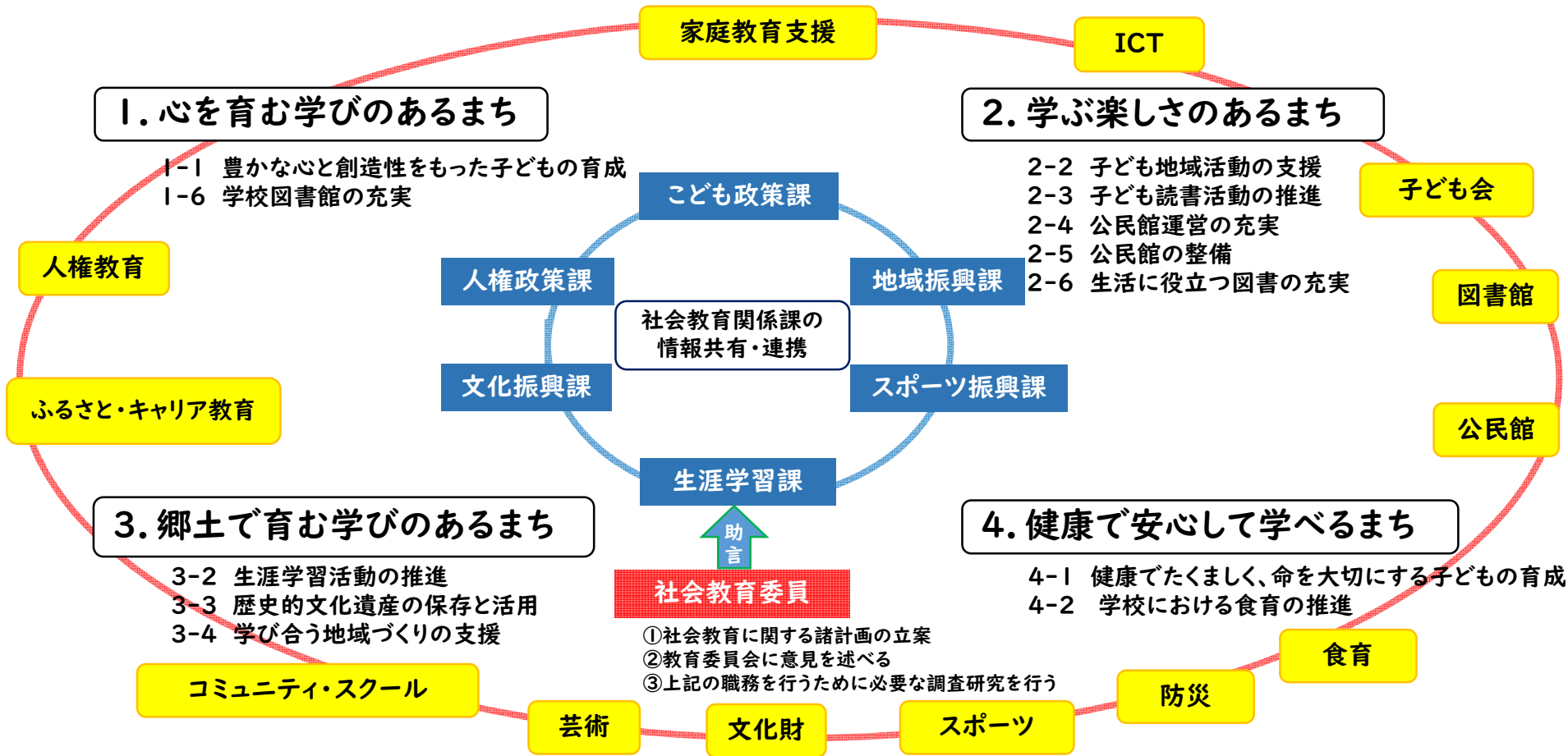
2-3. 市町村教育委員会の行う事務

(社会教育法第5条)

事務の分類(まとめ)

- 社会教育の支援(地域住民等の社会教育を支援)
- 社会教育委員の委嘱(審議機関の設置・運営)
- 公民館等社会教育施設の設置・運営(事業経営・計画・管理)
- 各種講座や講演会・講習会・展示会等の開催・奨励・情報提供
- 家庭教育に関する学習機会・情報の提供
- 児童・生徒に対する放課後の活動機会の提供・推進
- 青少年に対する体験活動の実施・奨励
- 社会教育に関する情報の収集・整理・提供
- 視聴覚教育・体育・レクリエーションに必要な設備・器材・資料の提供
- 情報交換・調査研究

3-1. 米子市の社会教育行政の施策と体制（イメージ図）



社会教育を通じて、生活課題・地域課題の解決、地域の教育力向上を目指す

3-2. 社会教育関係課と主な社会教育関係事業

部局	課名	社会教育関係事業
教育委員会	生涯学習課	生涯学習活動の推進
		図書館の管理運営
		地域学校協働活動の推進（コミュニティ・スクール）
	こども政策課	子どもの居場所づくり
		家庭教育支援
		子ども会活動の支援
市長部局	人権政策課	人権啓発の推進
	文化振興課	文化芸術事業の推進
		文化施設の運営と維持管理
		文化財の保存と活用
	スポーツ振興課	スポーツ大会・教室の開催
		体育施設の管理運営及び整備
	地域振興課	公民館の管理運営・委託事業 （広報、社会教育講座、体育/文化行事、ひとづくり・まちづくり推進事業）

4. 社会教育委員について

社会教育委員の職務(社会教育法第17条)

社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- ①社会教育に関する諸計画を立案すること
- ②定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、意見を述べること
- ③上記の職務を行うために必要な研究調査を行うこと

【改善が必要と思われる点】

- ・ 社会教育委員の会の開催時期の適正化（委員の意見を事業に反映できるタイミング）
- ・ 社会教育委員の会出席率向上のため、年度当初に会議・事業の年間計画を共有する
- ・ 会議では事務局報告だけでなく、委員同士で「熟議」する時間を設ける
- ・ 社会教育委員の助言に対する回答をまとめたQ&A集を作成・共有する
- ・ 社会教育委員の会の体制強化（より広い分野からの委員選出&増員）
- ・ 社会教育委員の研修の機会を作る
- ・ 社会教育委員が事業に参加し、事業の課題や住民ニーズ等を調査する
- ・ 社会教育委員で集まり、話をする機会を増やす（会議体にはこだわらない）

5. 社会教育年間スケジュールについて

【作成の目的】

・社会教育委員の会を適切な時期に設定

・主要事業・研修・大会日程を年度当初に情報共有

→事業計画に社会教育委員の意見を反映可

→事業・研修・大会等への委員の参加率向上

令和6年度社会教育事業計画(案)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市・教育委員会 主な行事			6月議会		8/17,18 がいの祭り	9月議会	10/19~22 ねりんピック 10月末 次年度新規事業訓	11月初旬次年度 当初予算要求メロ	12月議会	1/3 米子市二十歳を祝う 会	次年度施策 議案提出	3月議会
研修・大会				7月上旬 CS推進研修会① 対象:市民	8/8 CS推進研修会② (学校管理職向け)	10月上旬 CS推進研修会③ (学校運営協議会委員、学校教員向け)	10月上旬 CS推進研修会③ (学校運営協議会委員、学校教員向け)	日付未定 鳥取県社会教育振 興大会(中部)				
		5/18,19 中国・四国・九州地 区生涯教育実践研 究交流会(福岡)		7/12 セタ学校 (西部社教)		9月下旬~10月上旬 西部地区県民カレッジ 連携講座(日吉津)		11/28,29 中国四国社会教育 研究大会(徳島)				
社会教育委員		5月 社会教育委員の会 ①		7月上旬 CS推進研修会① 対象:市民		9月中旬 次年度事業案受領 9月下旬	10月前半 社会教育委員の会 ②				2月 社会教育委員の会 ③	
生涯学習課	辞令交付 (学校運営協議会 委員・地域学校協働 活動推進員)			7月上旬 CS推進研修会① (市民向け)				日付未定 鳥取県社会教育振 興大会(中部)	12月 西部社教研修会②	1/3 米子市二十歳を祝う 会主催		3月上旬 西部社教研修会③
	4月 西部社教研修会①	5/31 図書館協議会①			8/24,25 青春サミット (大山青年の家&西部社教)			11/28,29 中国四国社会教育 研究大会(徳島)		1月中~2月中 社会教育主事講習 1/31 図書館協議会②		

↓関係課の主要事業も続けて記載